

兵庫県公報

令和3年3月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第7号）

県内における准看護師の養成課程の縮小等による兵庫県立総合衛生学院看護学科(以下「看護学科」という。)の受験者数の動向等を踏まえ、看護学科の教育体制について見直しを行うこととした。

規 則

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第7号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に2年課程（全日制及び定時制）を置く」を「は2年課程（定時制）（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第4条第2項に規定する課程であつて、定時制により3年間の教育を行うものをいう。）とする」に改める。

第4条の表中

「

看護学科	全日制	2年	40人	80人
	定時制	3年	40人	120人

」

を

「

看護学科	3年	40人	120人
------	----	-----	------

」

に改める。

様式第1号中「写真はり付け欄」を「写真貼付け欄」に、

「

〒
現住所
電話（ ） ー 番

〒
連絡先
電話（ ） — 番

を
「

〒
現住所
電話（ ） —
電子メール

〒
連絡先
電話（ ） —
電子メール

に、「.....学科.....制」を「.....学科」に改める。

様式第5号中「.....学科.....制.....学年」を「.....学科.....学年」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。